

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会パートタイマー労働者就業規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）がパートタイマーとして雇用する事務職員（以下「職員」という。）の勤務と労働条件及び待遇について、必要事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

(遵守義務)

第2条 職員は、この規則を遵守し、互いに協力して誠実にその職務を遂行しなければならない。

(適用範囲)

第3条 この規則において職員とは、その者の1日、1週又は1ヶ月の所定勤務時間が労働基準法第32条に定める労働者の法定労働時間より相当程度短い者で、恒常的に存在する業務に従事するものをいう。

(雇用)

第4条 本会は、職員として就職を希望する者のうちから選考して雇用する。

2 本会は、雇用するにあたっては、次の書類を提出させることができる。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) その他、理事会が必要と認めた書類

(雇用期間等)

第5条 職員の雇用期間は、4月1日から起算して1年間とする。ただし、年度途中で雇用された者の雇用期間は、当該年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、当会が必要と認めた場合は、1年単位で雇用期間を更新することができる。ただし、その期間は当該職員が満65歳の誕生日を迎えた月の末日までとする。

3 前項の規定により更新が終了したものについて、当人の申し入れがあり理事会で承認された職員については満65歳の誕生日を迎える月の末日まで、再雇用として1年単位で契約を更新することができる。ただし、その場合の労働条件は新たに締結するものとする。

(雇用手続)

第6条 当会は、職員の雇用に際しては、被雇用者から承諾書を徴し、採用時の賃金、勤務時間、従事する業務その他の労働条件を明らかにした労働条件通知書を被雇用者に交付しなければならない。

(雇用の更新と雇止め)

第7条 当会は、労働条件通知書において、更新の有無について、原則として次の内容で明示する。

- (1) 自動的に更新する
- (2) 更新する場合がある

(3) 更新はしない

2 前項第2号及び3号の場合の判断基準は、原則として次の内容によって行う。

(1) 雇用期間満了時の業務量

(2) 職員の勤務成績、態度

(3) 職員の能力

(4) 本会の経営状況

(5) 従事している業務の進捗状況

3 雇用を1年以上継続している場合において、前項の事由により更新しない場合は、少なくとも雇用期間が満了する1ヶ月前までに、雇用を更新しない旨（雇止め）の予告をする。

(服務基準)

第8条 職員は、業務の責任の重さを自覚し、当会の業務上の命令及び指示に従い、公正・誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は日常的な事務作業以外については、原則として定款に定める業務執行理事以外からの指示は受けないものとする。

(遵守事項)

第9条 職員は、就業にあたり、次の事項を守らなければならない。

(1) 職務上知り得た全ての情報を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 職務上の地位を利用して個人的利益を受けないこと。

(3) 職務に関して、金品の贈与又は供応を受けないこと。

(4) 本会の秩序及び規律を乱し、法人業務の円滑な遂行を妨げる行為をしないこと。

(就業時間及び休憩時間)

第10条 労働時間は、月曜から土曜日までの1日6時間以内、かつ、1週30時間以内とする。

2 就業時間及び休憩時間は個別労働条件通知書に記載のとおりとする。

3 時間外業務および休日出勤は原則として行わないこととする。

(休日)

第11条 休日は、労働条件通知書で定める日とする。

(有給休暇等)

第12条 職員の年次有給休暇は、6ヶ月以上継続勤務し、労働条件通知書に定める勤務日数の8割以上を出勤したものに別表1のとおり付与する。

2 慶弔休暇を次の通り付与し、出勤と見なす。

(1) 本人が結婚するとき：5日

(2) 子女の結婚するとき：1日

(3) 配偶者が出産したとき：2日

(4) 父母（含養父母・同居義父母）、配偶者、子（含養子）が死亡したとき：7日

(5) 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき：2日

- (6) 配偶者の父母が死亡したとき：2日
- (7) その他の同居親族、姻族が死亡したとき：1日
- (8) 亡父母、配偶者、子女の法要を営むとき（3年忌まで）：1日

3 慶弔休暇については、分散取得、並びに事象発生日と一連の関連がある日での取得を認める。

（休職）

第13条 従業員が次のいずれかの事由に該当するときは、所定の期間休職とする。

(1) 業務外の傷病による欠勤が1ヵ月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないとき、入職後3年未満の場合は3ヵ月以内、入社後3年以上の場合は1年以内の休職を認める。

(2) 前号の他、特別な事情があり、理事会が休職を認めたとき

2 休職期間中に休職事由が消滅したときは、原則として元の職務に復帰することとする。ただし、元の職務に復帰させることが困難または不相当と理事会が判断する場合には、他の職務に就かせることがある。

3 従業員が第1項第一号により休職し、休職期間が満了しても、なお傷病が治癒せず、就業が困難な場合には、休職期間の満了をもって退職することとする。

4 休職期間中は原則無給とする。この場合、従業員は会社に対し、月例賃金から控除されるべき社会保険料を、本会からの請求に従い直接支払わなければならない。

（賃金等）

第14条 職員には、賃金、通勤手当（以下、賃金等とする。）及び賞与を支給する。

(1) 職員の賃金は、埼玉県最低労働賃金以上とする。

(2) 通勤手当は職員の住居から勤務先までの直線距離が片道2km以内居住するものまたは徒歩および自転車・自家用車で通勤するものは1日あたり200円。それ以外のものには電車またはバス等の公共交通機関を利用して通勤するものに対して実費とする。

(3) 賞与は勤務時間、勤務日数により1万円から10万円の範囲で理事会の決定で夏季・冬季に支給する。ただし不定期勤務者についてはその限りではない。

2 賃金等は、毎月末日に締め切り、翌月15日に口座振替の方法により支払う。ただし、支払日が休日になるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

3 賃金等の支払の際、法令の規定に基づくもの及び職員の同意により賃金から控除する金額があるときは、これを控除して支払うことができる。

（昇給）

第15条 昇給は行わない。ただし特別な理由等により理事会が認めた場合はその限りではない。

（退職）

第16条 職員は、退職するときは、特別な事情のない限り、退職しようとする日の1ヶ月前までに、その旨を本会に届け出なければならない。

2 本会は、前項の届出が出たときは、特段の事由がない限り承認するものとする。

3 退職手当は支給しない。

(解雇)

第 17 条 本会は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、雇用期間内にかかわらず解雇することができる。

- (1) 職務の内外を問わず、故意又は重大な過失により、本会の名誉を毀損し又は損害を与えたとき
- (2) 精神若しくは身体に著しい障害があるため、職員としての業務を遂行できないと認められたとき
- (3) 職員としての能力が著しく劣り、又は業務成績が不良で職員としての適性を欠くと認められたとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事会が特に職員にふさわしくないと認める事由が発生したとき

(損害賠償責任)

第 18 条 職員が、故意又は重大な過失により本会及び会員などに損害を与えたときは、損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

(災害補償)

第 19 条 職員が、職務上負傷、疾病又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法及び労働基準法の定めるところによる。

(規則の改廃等)

第 20 条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(細則)

第 21 条 この規則の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日より改定、施行する。

この規則は、令和 6 年 11 月 14 日より改定、施行する。

別表 1 有給休暇の計算

週所定 労働日数	年間所定 労働日数	雇い入れ日から起算した継続勤務期間						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日